

「入学時増額奨学資金借用証書」訂正方法に関するQ&A

<借用金額の訂正>

Q1. 借用金額を50,000円と記入するところ、250,000円を記入してしまいました。
金額の訂正はどのようにすればよいですか？

A1. 借用金額の記入ミス・訂正したものは受付できません。大阪府育英会へ再発行の依頼をしてください。

<署名の訂正>

Q2. 奨学生本人が住所を誤って記入してしまいました。訂正はどのようにすればよいですか？

A2. 誤って記入した住所の上に2本線を引き、その上部(余白)に書き直し、2本線の上には借用証書に捺印した印鑑(Q2の場合は奨学生本人欄で使用した印鑑)を押してください。

同一の印鑑

借用人 (奨学生本人)	住所	〒534-0026 大阪市中央区谷町2丁目2番20号 大阪市都島区網島町6番20号	印 奨学
	氏名	奨学 希望	

<捺印の訂正>

Q3. 連帯保証人は実印を捺印する必要があるのに、違う印鑑を捺印してしまいました。
訂正はどのようにすればよいですか？

A3. 当該者欄内の余白に正しい印鑑を鮮明に捺印してください。

※捺印が不鮮明な場合や、重ね押しされた場合は、余白に鮮明に印を押しなおしてください。

余白に鮮明に正しい実印を
捺印してください。

連帯保証人	住所	〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号	実印
	氏名	奨学 太郎	奨学

【問い合わせ】 公益財団法人 大阪府育英会 採用貸付課
〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階
☎06-6357-6272 (ダイヤルイン)
業務時間 平日9:00~17:30